

【事業者向け】経済産業省事業

持続化給付金に関するお知らせについて

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金が支給されます。

※5月1日(金)より申請受付を開始しました。

申請受付は経済産業省のホームページでの申込みになります。

【申請サポート会場一覧】

●持続化給付金の申請サポート会場が追加されました。

河津町における近隣会場は以下のとおりとなります。

下田会場 道の駅開国下田みなと1F 特別展示室

(住 所)下田市外ヶ岡 1-1

(開設日)5月29日(金)

(定休日)6月6日(土)~8日(月)

完全事前予約制となります。以下の方法から予約を行ってください。

- ・持続化給付金のホームページからのWEB予約
- ・電話予約 申請サポート会場電話予約窓口(オペレーター対応)

0570-077-866 平日、土日祝日ともに9時~18時

【持続化給付金お問い合わせ・相談窓口】

●持続化給付金事業 コールセンター

0120-115-570

03-6831-0613（通話料がかかります）

（5月・6月） 全日 8:30～19:00

（7月） 日曜日～金曜日 8:30～19:00（土祝日を除く）

（8月以降） 日曜日～金曜日 8:30～17:00（土祝日を除く）

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

なお、コールセンターへのお問い合わせに際しましては、[経済産業省のホームページ](#)に掲載されている、「よくあるご質問」「その他各種お手続きに伴う手引き等」をご確認頂いたうえでのお問い合わせをお願いいたします。コールセンターの混雑緩和にご理解・ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

【給付額】

法人:200万円 個人:100万円

※但し、昨年の1年間の売上からの減少分を上限とする

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)－(前年同月比 ▲50%月の売上×12か月)

【給付対象要件】※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
2. 2019年以前から事業による事業収入を(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
3. 法人の場合は以下の①または②のいずれか

①資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満

②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2000 人以下である事業者。

※2019 年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

なお、公表内容の詳細につきましては、下記ホームページの申請要領等を合わせてご確認ください。

(経済産業省ホームページ)<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>
(外部リンク)

お問い合わせ

産業振興課

電話：0558-34-1946

E-Mail: sangyou@town.kawazu.shizuoka.jp